

としま若年起業家賃料補助金 Q&A

申請を検討されている方からよく寄せられる質問をまとめています。

制度について

質問	回答
Q1. この補助金はどのような制度ですか？	若年起業家が豊島区内で独立した事務所や店舗を初めて借りて、創業・事業拡大する際の賃料負担を軽減するための補助金です。
Q2. 誰が申請できますか？	令和 9 年 3 月 31 日時点で 39 歳以下の方で、創業前または創業後 5 年以内の方が対象です。法人の場合は代表者が 39 歳以下である必要があります。
Q3. 個人事業主でも申請できますか？	はい。豊島区内に主たる事業所を設置している、または設置予定である場合は申請できます。
Q4. 法人でも申請できますか？	はい。本店所在地を豊島区内に登録している、または登録予定である場合は申請できます。

年齢・創業時期について

質問	回答
Q5. 「39 歳以下」とはいつ時点で判断されますか？	令和 9 年 3 月 31 日時点で 39 歳以下であることが必要です。
Q6. 既に創業していますが申請できますか？	開業日または法人設立日から 5 年以内であれば申請できます。ただし、特定創業支援等事業による証明書の有効期限が令和 9 年 3 月 31 日以降であることが必要です。

質問	回答
Q7. 創業前でも申請できますか？	はい。開業届提出前や法人設立登記前の方も申請できます。

特定創業支援等事業について

質問	回答
Q8. 特定創業支援等事業による証明書は必要ですか？	必要です。申請時に取得済みであるか、令和 9 年 2 月末までに取得見込みであることが必要です。
Q9. 証明書をまだ取得していません。申請できますか？	申請時点で未取得でも、令和 9 年 2 月末までに取得見込みであれば申請できます。ただし、採択された方が期限までに取得できない場合は補助採択取消となりますのでご注意ください。

物件について

質問	回答
Q10. どのような物件が対象ですか？	豊島区内にある独立した事業用の事務所または店舗が対象です。
Q11. 申請日時点で物件が決まっていなくても申請できますか？	申請できます。ただし、令和 9 年 2 月末までに補助対象物件の賃貸借契約を締結する必要があります。期限までに契約に至らない場合は補助金の交付を受けることができません。

質問	回答
Q12. 申請前に物件の契約をしていますが対象になりますか？	対象となる場合があります。ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降に初めて締結した賃貸借契約であり、その他の補助要件を満たしている必要があります。
Q13. 自宅兼事務所は対象になりますか？	いいえ。主たる用途が居住用の物件や自宅兼事務所は対象外です。
Q14. シェアオフィスは対象になりますか？	いいえ。シェアオフィスやバーチャルオフィスは対象外です。
Q15. 親族が所有する物件を借りる場合は対象になりますか？	いいえ。申請者本人または三親等以内の親族が所有する物件は対象外です。
Q16. 店舗兼住宅の場合は対象になりますか？	主たる用途が居住用である場合は対象外です。事業用として独立した物件である必要があります。
Q17. いつ契約した物件が対象になりますか？	令和 8 年 4 月 1 日以降に初めて賃貸借契約を締結した物件が対象です。

既に事務所等を持っている場合

質問	回答
Q18. 現在、独立した事務所や店舗を借りています。申請できますか？	原則として申請できません。
Q19. 現在シェアオフィスやバーチャルオフィス、自宅兼事務所を利用しています。独立した事務所や店舗へ移転する場合は対象になりますか？	はい。シェアオフィスやバーチャルオフィス、自宅兼事務所から独立した事務所・店舗を新たに設ける場合は対象となります。

補助対象経費について

質問	回答
Q20. 何が補助対象経費になりますか？	補助対象物件の賃借料(家賃)が対象です。
Q21. 敷金・礼金・保証金・仲介手数料は対象になりますか？	いいえ。これらの費用は対象外です。
Q22. 共益費や管理費は対象になりますか？	いいえ。賃借料以外の費用は対象外です。
Q23. 補助対象期間はいつからいつまでですか？	令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までです。ただし、交付決定後に物件を契約した場合は、最初に賃料の支払義務が生じた月から令和 9 年 12 月 31 日までとなります。なお、令和 9 年 3 月は補助対象期間に含まれません。

他の補助金との関係

質問	回答
Q24. 他の補助金と併用できますか？	同じ賃料について国、東京都、豊島区などの公的機関から補助を受けている場合は対象となりません。
Q25. 賃料以外の経費で他の補助金を受けていても申請できますか？	同一経費への重複補助でなければ申請できる場合があります。

対象外となる事業について

質問	回答
Q26. フランチャイズ店舗の出店は対象ですか？	いいえ。フランチャイズ契約による事業は対象外です。
Q27. どのような事業が対象外ですか？	性風俗関連特殊営業、金融・貸金業、政治活動または宗教活動を行う団体、連鎖販売取引(マルチ商法)など、公的支援先として適切でないと認められる事業は対象外です。

申請について

質問	回答
Q28. 法人の場合、代表者以外が申請してもよいですか？	書類審査や面接審査を実施するため、法人は代表者ご本人、個人事業主や創業前の方は申請者ご本人が入力・申請してください。社員や代理人による申請はご遠慮ください。
Q29. 税金の滞納がある場合も申請できますか？	できません。直近の法人都民税または個人住民税を滞納していないことが必要です。
Q30. 許認可が必要な事業の場合はどうなりますか？	事業の実施に必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していることが必要です。

よくある確認事項

質問	回答
Q31. どのような場合が対象外となりますか？	次のケースは対象外です。 ①令和 9 年 3 月 31 日時点で 40 歳以上 ②シェアオフィス・バーチャルオフィス ③自宅兼事務所 ④豊島区外の物件 ⑤フランチャイズ事業・大企業が実質的に参画している場合(みなし大企業等) ⑥本人または三親等以内の親族所有物件 ⑦既に独立した事務所・店舗を有している場合 ⑧同じ賃料について他の公的補助金を受けている場合 ⑨令和 8 年 4 月 1 日より前に契約した物件 ⑩特定創業支援等事業による証明書の要件を満たさない場合 …など

※ 掲載内容は交付要綱の一部を分かりやすく整理したものです。詳細は募集案内・交付要綱をご確認ください。